

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
<p>第16節の3 経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認 (経済連携協定の略称)</p> <p>12の4－1 本節における経済連携協定、各経済連携協定に規定する原产地証明書等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(37) (省略)</p> <p><u>(38) 「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」</u>・・・・・ 英国協定</p> <p><u>(39) 英国協定第3・16条に基づく原産地申告</u>・・・・・</p> <p>・・・・・ 英国協定原産品申告書</p>	<p>第16節の3 経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認 (経済連携協定の略称)</p> <p>12の4－1 本節における経済連携協定、各経済連携協定に規定する原产地証明書等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(37) (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>												
<p>(経済連携協定に基づく原産品であることの確認の方法)</p> <p>12の4－3</p> <p>(1) 法第12条の4第1項第1号に規定する輸入者に対し資料の提供を求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p>	<p>(経済連携協定に基づく原産品であることの確認の方法)</p> <p>12の4－3</p> <p>(1) 法第12条の4第1項第1号に規定する輸入者に対し資料の提供を求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">経済連携協定</td><td style="padding: 2px;">原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(省略)</td><td style="padding: 2px;">(省略)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>英国協定</u></td><td style="padding: 2px;"><u>英国協定第3・21条1</u></td></tr> </table>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(省略)	(省略)	<u>英国協定</u>	<u>英国協定第3・21条1</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">経済連携協定</td><td style="padding: 2px;">原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(同左)</td><td style="padding: 2px;">(同左)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(新規)</td><td style="padding: 2px;">(新規)</td></tr> </table>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(同左)	(同左)	(新規)	(新規)
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定												
(省略)	(省略)												
<u>英国協定</u>	<u>英国協定第3・21条1</u>												
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定												
(同左)	(同左)												
(新規)	(新規)												
<p>また、法第12条の4第1項第1号に規定する方法により確認を行う場合における情報の要請は、質問書で行うものとする。なお、米国協定においては、輸入者への資料の提供の求めに対し、輸出者又は生産者が税関に当該情報を直接提供する方法を含む。</p> <p>(2) 法第12条の4第1項第2号に規定する協定相手国の権限ある当局又は税関当局とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関をいい、また、同号に規定する協定相手国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者（以下「<u>輸出者等</u>」において、「輸出者等」という。）等に対し質問し、又は資料の提供を求める方法とは、同表第3欄に掲げる規定によるものをいう。</p>	<p>また、法第12条の4第1項第1号に規定する方法により確認を行う場合における情報の要請は、質問書で行うものとする。なお、米国協定においては、輸入者への資料の提供の求めに対し、輸出者又は生産者が税関に当該情報を直接提供する方法を含む。</p> <p>(2) 法第12条の4第1項第2号に規定する協定相手国の権限ある当局又は税関当局とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関をいい、また、同号に規定する協定相手国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者（以下「<u>輸出者等</u>」といふ。以下同じ。）等に対し質問し、又は資料の提供を求める方法とは、同表第3欄に掲げる規定によるものをいう。</p>												

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
経済連携協定	協定相手国の権限 ある当局又は税関 当局	原産品であるかど うかの確認方法の 規定	経済連携協定	協定相手国の権限 ある当局又は税関 当局	原産品であるかど うかの確認方法の 規定
(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)
<u>英国協定</u>	<u>英國の税関当局</u>	<u>英國協定第3・22 条</u>	(新規)	(新規)	(新規)

また、法第12条の4第1項第2号に規定する方法による輸出締約国の輸出者等に対する情報の要請は、以下のとおり行うものとする。

イへト (省略)

チ EU協定においては、輸出者等が作成したEU協定原産品申告書により特恵待遇の要求を行った場合には、上記表第2欄に掲げる税関当局（当該輸出者又は生産者が所在する国の税関当局）に対し、情報を要請することが可能である。

リ 英國協定においては、輸出者等が作成した英國協定原産品申告書
により特恵待遇の要求を行った場合には、上記表第2欄に掲げる税
関当局に対し、情報を要請することが可能である。

(3)及び(4) (省略)

(5) 法第12条の4第1項第5号に規定する方法とは、両締約国が合意するその他の方法であって、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方 法の規定
(省略)	(省略)
<u>英國協定</u>	<u>英國協定第3・21条4</u>

なお、シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール協定に基づく税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から3年間に限るものとする。

(原産品であることの確認を行うことが可能となる期間)

また、法第12条の4第1項第2号に規定する方法による輸出締約国の輸出者等に対する情報の要請は、以下のとおり行うものとする。

イへト (同左)

チ EU協定においては、輸出者等が作成したEU原産品申告書により特恵待遇の要求を行った場合には、上記表第2欄に掲げる税関当局（当該輸出者又は生産者が所在する国の税関当局）に対し、情報を要請することが可能である。

(新規)

(3)及び(4) (同左)

(5) 法第12条の4第1項第5号に規定する方法とは、両締約国が合意するその他の方法であって、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方 法の規定
(同左)	(同左)
(新規)	(新規)

なお、シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール協定に基づく税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から3年間に限るものとする。

(原産品であることの確認を行うことが可能となる期間)

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																				
<p>12の4—4 前項(1)から(5)までに規定する原産品であることの確認は、各経済連携協定における原産品であることの確認の要請又は記録若しくは文書の保管に係る期間の規定（経済連携協定に関連する規定がない場合にあっては、該当する国内法令）に基づき、原産品であることの確認を行うことが可能となる期間は、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。</p> <p>また、EU協定及び英國協定においては、原産品申告書を作成した輸出者等にあってはその作成の日から少なくとも4年間と規定されているが、輸出者等の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、貨物の輸入申告の日又は蔵入申請の日から2年以内であることから、上記に規定する期間（貨物の輸入申告の日又は蔵入申請の日から2年を超えた期間に限る）は前項(1)及び(5)に規定する原産品であることの確認のみ行うことが可能となる。</p>	<p>12の4—4 前項(1)から(5)までに規定する原産品であることの確認は、各経済連携協定における原産品であることの確認の要請又は記録若しくは文書の保管に係る期間の規定（経済連携協定に関連する規定がない場合にあっては、該当する国内法令）に基づき、原産品であることの確認を行うことが可能となる期間は、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。</p> <p>また、EU協定においては、原産品申告書を作成した輸出者・生産者にあってはその作成の日から少なくとも4年間と規定されているが、輸出者・生産者の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、貨物の輸入申告の日又は蔵入申請の日から2年以内と規定されていることから、上記に規定する期間（貨物の輸入申告の日又は蔵入申請の日から2年を超えた期間に限る）は前項(1)及び(5)に規定する原産品であることの確認のみ行うことが可能となる。</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">経済連携協定</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">確認が可能となる期間（協定の規定）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">(省略)</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">(省略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">EU協定</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">輸入許可の日から5年間。輸出者等の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年以内（同協定第3・22条2）</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">(省略)</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">(省略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">英國協定</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">輸入許可の日から5年間。輸出者等の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年（同協定第3・22条2）。</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定	確認が可能となる期間（協定の規定）	(省略)	(省略)	EU協定	輸入許可の日から5年間。輸出者等の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年以内（同協定第3・22条2）	(省略)	(省略)	英國協定	輸入許可の日から5年間。輸出者等の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年（同協定第3・22条2）。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">経済連携協定</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">確認が可能となる期間（協定の規定）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">(同左)</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">(同左)</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">EU協定</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">輸入許可の日から5年間。輸出者・生産者の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年以内（同協定第3・22条2）</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">(同左)</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">(同左)</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">(新規)</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">(新規)</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定	確認が可能となる期間（協定の規定）	(同左)	(同左)	EU協定	輸入許可の日から5年間。輸出者・生産者の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年以内（同協定第3・22条2）	(同左)	(同左)	(新規)	(新規)
経済連携協定	確認が可能となる期間（協定の規定）																				
(省略)	(省略)																				
EU協定	輸入許可の日から5年間。輸出者等の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年以内（同協定第3・22条2）																				
(省略)	(省略)																				
英國協定	輸入許可の日から5年間。輸出者等の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年（同協定第3・22条2）。																				
経済連携協定	確認が可能となる期間（協定の規定）																				
(同左)	(同左)																				
EU協定	輸入許可の日から5年間。輸出者・生産者の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年以内（同協定第3・22条2）																				
(同左)	(同左)																				
(新規)	(新規)																				
<p>(協定相手国の権限ある当局、税関当局又は輸出者等に対し質問し、又は資料の提供を求める場合における回答又は資料提供についての期限)</p> <p>12の4—5 法第12条の4第2項に規定する回答又は資料の提供をすべき相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる各協定の区分に応じ、それぞ</p>	<p>(協定相手国の権限ある当局、税関当局又は輸出者等に対し質問し、又は資料の提供を求める場合における回答又は資料提供についての期限)</p> <p>12の4—5 法第12条の4第2項に規定する回答又は資料の提供をすべき相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる各協定の区分に応じ、それぞ</p>																				

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
<p>れ同表第2欄に掲げる期間をいう。また、追加情報の提供を求める場合には同表第3欄に掲げる期間とする。</p> <p>なお、同表第2欄に掲げる期間内（追加情報の要請にあっては、第3欄の期間内）に回答を行わない場合には、後記12の4－9(3)の規定により当該貨物に係る締約国原産地証明書等を無効なものと認めて、当該経済連携協定に基づく関税の譲許の便益を適用しないこととなるので留意する。</p> <p>また、メキシコ協定原産地証明に関し、上記12の24－3(2)の方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から45日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるとときは、追加の質問書により輸出者等に対し、当該質問書を受領した日から45日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書（追加の質問書を含む。）に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。</p>	<p>れ同表第2欄に掲げる期間をいう。また、追加情報の提供を求める場合には同表第3欄に掲げる期間とする。</p> <p>なお、同表第2欄に掲げる期間内（追加情報の要請にあっては、第3欄の期間内）に回答を行わない場合には、後記12の4－9(3)の規定により当該貨物に係る締約国原産地証明書等を無効なものと認めて、当該経済連携協定に基づく関税の譲許の便益を適用しないこととなるので留意する。</p> <p>また、メキシコ協定原産地証明に関し、上記12の24－3(2)の方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から45日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるとときは、追加の質問書により輸出者等に対し、当該質問書を受領した日から45日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書（追加の質問書を含む。）に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。</p>	
経済連携協定	相当の期間（情報提供の期限）	
(省略)	(省略)	
英國協定	<u>10か月</u>	
経済連携協定	相当の期間（情報提供の期限）	相当の期間（追加情報提供の期限）
(同左)	(同左)	(同左)
(新規)	(新規)	(新規)
(関税の譲許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定)		
12の4－9		
(1) 法第12条の4第6項第1号に規定する「当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。		
(関税の譲許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定)		
12の4－9		
(1) 法第12条の4第6項第1号に規定する「当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。		

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
締約国原産地証明書等 (省略)	締約国原産地証明書等 (同左)
英國協定原産品申告書	英國協定第3・24条1 (新規)
(2) 法第12条の4第6項第2号に規定する「当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	(2) 法第12条の4第6項第2号に規定する「当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。
締約国原産地証明書等 (省略)	締約国原産地証明書等 (同左)
英國協定原産品申告書	英國協定第3・24条2 (新規)
(3) 法第12条の4第6項第3号に規定する「第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	(3) 法第12条の4第6項第3号に規定する「第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。
締約国原産地証明書等 (省略)	締約国原産地証明書等 (同左)
英國協定原産品申告書	英國協定第3・24条1(c)及び(d) (新規)
(4)～(7) (省略)	(4)～(7) (同左)
(原産品についての確認の相手方となった者) 12の4-10 法第12条の4第7項に規定する確認の相手方となった者は、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それ	(原産品についての確認の相手方となった者) 12の4-10 法第12条の4第7項に規定する確認の相手方となった者は、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それ

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
<p>それ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1"> <tr> <td>締約国原産地証明書等 (省略)</td><td>相手方の規定 (省略)</td></tr> <tr> <td>英國協定原産品申告書</td><td><u>日英協定第3・24条3</u></td></tr> </table>	締約国原産地証明書等 (省略)	相手方の規定 (省略)	英國協定原産品申告書	<u>日英協定第3・24条3</u>	<p>それ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1"> <tr> <td>締約国原産地証明書等 (同左)</td><td>相手方の規定 (同左)</td></tr> <tr> <td></td><td>(新規)</td></tr> </table>	締約国原産地証明書等 (同左)	相手方の規定 (同左)		(新規)
締約国原産地証明書等 (省略)	相手方の規定 (省略)								
英國協定原産品申告書	<u>日英協定第3・24条3</u>								
締約国原産地証明書等 (同左)	相手方の規定 (同左)								
	(新規)								